

平成 28 年 3 月 18 日

会員各位

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会長 永井 良一

廃棄食品が不適正に転売された事案に係る再発防止の推進について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当協会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、産業廃棄物処理業者のダイコー株式会社が起こした廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界に対する信頼を大きく失墜させる深刻な問題であり、極めて重く受け止めております。

こうした、産業廃棄物の不適正処理事案が、再び起きないよう、当協会は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会と連絡を密にし、当協会の理事会や綱紀特別委員会などの場で、再発防止策について議論を重ねて取りまとめを行い、平成 28 年 2 月 12 日付で、環境省に回答いたしました。

その後、さらに検討を加え、同再発防止策に対する当協会の具体的な対応や考え方を下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

つきましては、こうした経緯や再発防止策の趣旨を十分ご理解いただきまして、当協会の目的である「産業廃棄物の適正な処理等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する」ことにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

記

○産業廃棄物処理業者における措置

1. 廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を排出事業者が確認することを積極的に受け入れるとともに、その旨を委託契約書へ明記する（別紙に参考条文）。

＜協会の対応等＞

全国産業廃棄物連合会が平成 28 年度事業として行う、「産業廃棄物委託契約書手引きの作成及び普及啓発」の中で対応されるよう協力していく。

2. 廃棄食品を処分する事業所において、ビデオカメラの導入等の見える化その他の情報公開に努める。更に、実計量などによる保管量を踏まえ適切な受け入れ

量と中間処理後の搬出量（資源化物も含む。）の総量管理をしていることをインターネット上で明らかにするよう努める。

＜協会の対応等＞

平成28年度事業の「適正処理推進のための活動」の中で、ビデオカメラの導入等の見える化や実計量設備の導入等により総量管理を行おうとする廃棄食品を処分する事業所等に対して、これらの設備費に係る補助制度の創設を検討していく。

3. 廃棄食品を扱う処理業者は優良認定を取得し、環境経営を導入するとともに、排出事業者を含む一般の人に処理に関する情報を、インターネットを通じて積極的に明らかにする。

＜協会の対応等＞

優良認定を取得するための基準のうち、「環境配慮の取組」については、エコアクション21認証取得セミナーの開催や「電子マニフェスト」については、電子マニフェスト研修会を開催し、会員の優良認定の取得に協力していく。

○愛知県産業廃棄物協会における措置

1. 愛知県産業廃棄物協会は全国産業廃棄物連合会と協力し、平成28年2月12日に「産業廃棄物適正処理推進セミナー」を開催し、廃棄食品の処理に関わる会員企業に対して適正処理の確保と教育を行う。

＜協会の対応等＞

平成28年2月12日と3月7日に「産業廃棄物適正処理推進セミナー」を開催した。また、実務者研修会や支部主催の法令講習会等を開催し、適正処理の推進や教育をしていく。

2. 産業廃棄物処理業者より愛知県産業廃棄物協会へ入会の申し出があった際には、全国産業廃棄物連合会が定める倫理綱領を踏まえるなど、適正処理遵守に向けた審査をより厳格に行う。

＜協会の対応等＞

入会希望者に、実務者研修会や支部主催の法令講習会等の研修会への参加を義務付けた誓約書を提出させることとした。

3. 全国産業廃棄物連合会が行う以下の措置について積極的に協力していく。
 - (1) 全国産業廃棄物連合会は、排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリストを、行政等の協力を得て整備する。

＜協会の対応等＞

会員を対象に、全国産業廃棄物連合会が実施するチェックリストの作成のための施設見学とヒアリング及び処理料金調査に協力していく。

- (2) 廃棄食品の処理に係る料金が適正となるよう排出事業者の理解を得る努力を行う（地域あるいはリサイクルの方法によっては、一般廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金よりは産業廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金が高くなることを、処理業者から十分説明し排出事業者の理解を得ることが重要である。）。

＜協会の対応等＞

上記(1)に同じ。

- (3) 廃棄食品の適正処理を業務管理する者（産業廃棄物処理会社で業務を行う職員）に対する資格を出来るだけ早く創設し、排出事業者からの信頼性の向上を図る。

＜協会の対応等＞

全国産業廃棄物連合会が平成28年度事業として行う、「業界としての人材育成のあり方及び能力評価制度の構築に向けた検討」の中で対応されるよう協力していく。

○排出事業者に期待される措置

1. 冷凍食品その他転売のおそれがある食品を廃棄物として処理委託を行う際には、委託後の適正な処理及びリサイクルの実施に配慮しつつ、廃棄する食品を転売のできない性状又は荷姿になるよう改変、損傷させるなどの適切な措置を講じた上で、収集運搬及び処分に供する（なお、この措置を講じるに当たっては、排出事業者と産業廃棄物処理業者の双方が、事前の連絡調整を十分に行うこと必要である。）。
2. 廃棄食品の処理の委託契約を締結する前に、廃棄食品が収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認し、その結果を記録するとともに、当該記録を5年間保存する。
3. 廃棄食品の処理委託の期間が1年以上である場合には必ず、少なくとも年1回以上、廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認するとともに、処理委託の期間が1年未満である場合でも、当該委託期間の間に実地確認を行うよう努め、その結果を記録し、当該記録を5年間保存する。
4. 優良認定を取得し、環境経営を導入している処理業者への処理の委託を図る。

＜協会の対応等＞

排出事業者に期待される措置については、全国産業廃棄物連合会と連絡を密にし、当協会として協力できるところについて積極的に対応していく。

＜実地確認の条文例＞

(実地確認)

第〇〇条

甲（排出事業者）は、本委託契約に係る乙（産業廃棄物処理業者）の事業の用に供する施設を本委託契約書の有効期間中に〇〇回以上視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認する。

- 2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。
- 3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録し、〇〇年間保存する。
- 4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
- 5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。